

一般社団法人 日本天文教育普及研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本天文教育普及研究会と称する。英語名は、**Japanese Society for Education and Popularization of Astronomy** と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、天文教育の振興及び天文普及活動の推進をもって社会の文化形成に貢献することを目的とする。ここにおける天文教育・天文普及とは、学校教育・社会教育のみならず、種々の場・形態で行われる天文教育・天文普及をも含むものとする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会・研究発表会（年会）の開催
- (2) 年会集録及び定期刊行物の発行
- (3) 支部研究集会及び分野研究集会の開催
- (4) 講演会・研修会・見学会等の開催
- (5) 関連団体との共催（または後援）事業
- (6) 天文教育・天文普及に関する提言
- (7) その他、この法人の目的を達成するために理事会が必要と認めた事業

第3章 会員及び代議員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
 - (3) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体
- 2 この法人の社員は、一般会員及び学生会員の中から概ね 20 人に 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては細則で定める）。
- 3 代議員を選出するため、一般会員及び学生会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は細則において定める。
- 4 代議員は、一般会員または学生会員の中から選ばれることを要する。一般会員及び学生会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、一般会員及び学生会員は他の一般会員及び学生会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 6 代議員の任期は4年とし、2年毎にその半数を改選する。重任は1回までとする。ただし、代議員が社員（代議員）総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権は有しない。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第7項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 すべての会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（代議員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任はすべての代議員の同意がなければ免除することができない。

（会員の資格の取得）

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（支部・分野及び所属）

第 7 条 地域区分にもとづき支部を設ける。活動分野にもとづき分野を設ける。

2 支部・分野及び会員の所属の詳細については細則で定める。

（会費の負担）

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、会員は代議員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員の除名）

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 3 年以上履行しなかったとき
- (2) すべての代議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は当該団体が解散したとき

第 4 章 代議員総会

(構成)

第 12 条 代議員総会は、代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (8) その他、理事会が必要と認めた事項

(開催)

第 14 条 代議員総会は、定時代議員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時代議員総会として概ね 3 か月に 1 回開催する。

(招集)

第 15 条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、代表理事に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 代議員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名したものがこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 代議員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第 19 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、代議員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 会員全体集会

(構成)

第 20 条 会員全体集会は、すべての会員が参加できる。

(目的)

第 21 条 会員全体集会は、会員がこの法人の行っている事業、会計などについての情報を広く共有するとともに、会員相互の意見交換を図ることを目的とする。

2 会員全体集会の内容の詳細については細則で定める。

(開催)

第 22 条 会員全体集会は、毎年 1 回、年会開催時に代表理事が招集する。また必要に応じて、代表理事は臨時会員全体集会を招集する。

第 6 章 役員及び職員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 各理事については、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であること。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、一般会員及び学生会員の中から代議員総会で選任する。役員を選任を行うために必要な事項は細則において定める。

2 理事会は、理事の中から会長及び副会長を選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した順序でその職務を代理する。

4 代表理事は、毎年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、重任しないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

(職員)

第30条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し必要な職員を置く。職員は会長が任免し、有給とすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事は、テレビ会議又は電話会議及びこれに類する方法により、理事会に参加することができる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事 1 名及び監事 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。

2 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日から 2 か月以内に代議員総会の承認を受けなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、及び第4号の書類については、定時代議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

（基金）

- 第39条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第40条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

- 第41条 この法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）

- 第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

- 第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 補 則

(細則及び内規)

第 45 条 この定款の実施に必要な細則は、代議員総会の決議によって別に定める。また、必要な内規は理事会の決議によって定める。

(委員会)

第 46 条 会長は細則の定めるところにより、この法人の運営上または事業推進上必要な委員会を設置することができる。第 5 条第 3 項にかかる選挙管理委員会を除くその他の委員会の目的・構成・事業内容については内規で定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。

3 この法人の設立時の役員は、天文教育普及研究会の会長、副会長、会計監査委員とし、次のとおりである。

設立時会長	(代表理事)	縣 秀彦
設立時副会長	(代表理事)	高梨直紘
設立時副会長	(代表理事)	安藤享平
設立時監事		直井雅文

4 設立時理事及び設立時監事の任期は、新たに理事及び監事が選任される最初の代議員総会の終結の時までとする。

5 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(1) 住所 (個人情報のためウェブ版では非表示)

氏名 縣 秀彦

(2) 住所 (個人情報のためウェブ版では非表示)

氏名 高梨直紘

(3) 住所 (個人情報のためウェブ版では非表示)

氏名 安藤享平

(4) 住所 (個人情報のためウェブ版では非表示)

氏名 直井雅文

6 設立時社員は、最初の代議員が選出された時に、法人法上の社員としての資格を失う。ただし、当該設立時社員が新たに代議員として選出された場合は、この限りではない。

7 設立時の役員任期は、第 27 条の規定に基づく重任の制限回数に数えない。

8 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、当該設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以上、一般社団法人日本天文教育普及研究会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名・押印する。

平成 29 年 12 月 13 日

設立時社員 縣 秀彦

設立時社員 高梨直紘

設立時社員 安藤享平

設立時社員 直井雅文